



NO.418

2026. 6. 24

学校事務職員労働組
合神奈川横浜支部
支部長

宮澤 哲（鶴見中）

事務長「意見具申」やりたい放題！ 研修も無しに人事考課へ介入

横浜市教委当局と事務長が学校事務職員への人事考課について違法な介入（事務長による「意見具申」）を行っている問題で当局は、意見具申作成に関する研修を行っていないことを明らかにした。

毎年の人事考課に際し、特別支援学校所属以外の学校事務職員の考課に対して事務長が「意見具申」と称する文書を各学校長あてに送付している。これは2017年の事務長制導入以来行われているが、横浜市が定めている人事考課の内規（条例や規則、要領など）にはその定めがない。市教委当局は「意見具申」を行う根拠について人事考課実施要領中の一次考課策定に関するわずか2行、「（一次考課者は）信頼できる客観的な報告をもとに考課を作成する」という記載を挙げるが、もとより実施要領には事務長意見具申に関する規定は無く、当局による説明は根拠に乏しいことは明白だ。

加えて今回明らかになったのは意見具申を行うにあたり市教委が（考課者には毎年行われる）研修を一切行っていないかったという事実だ。本来、人事考課に携わる者に対して行われるべき研修さえな

く、根拠もなく事務長を学校事務職員の人事考課に関与させていることについて市教委はもはや説明不能の状況だ。

6月16日に組合に対して行った釈明では「意見具申は人事考課の一環ではなく人事考課に向けた

作業」「事務長には11月に出す通知で概要を周知しているので研修は不要」などと強弁し、今後も事務長意見具申を続ける方針を示した。

だが、当該の通知には意見具申

（二面へ）

事務長意見具申作成依頼文。対象事務職員が「発揮した能力」などについて所見を求めている。

事務長

教職員人事課長
教育総務課長

事務職員に対する人事考課実施に向けての意見具申書の作成について（依頼）

標記について、同日付けで各学校長に「技能職員及び事務職員に対する人事考課実施に向けての面談及び人事考課書の作成について」の依頼をさせていただきました。

貴職におかれましては、副校長、校長が所属の事務職員の人事考課をする際の資料となる、意見具申書の作成をお願いいたします。

つきましては、各事務長が所管する学校の事務職員についての意見具申書を作成していただき、下記送付先に送付してください。

【注意事項】

- ・ 評価が職員の昇給に反映されることから送付書類をよく確認の上、より一層の公平性の確保など、制度の適正な運用に努めるようお願いいたします。
- ・ 事務執行にあたっては、管理職止まりの取扱いとし、職員の個人情報を含むものであることに十分留意し、情報の漏洩や紛失等の事故がないよう徹底した管理をお願いいたします。

※「職員人事考課実施要領」を必ず、御確認ください。

（職員人事考課実施要領は、YCAN総務局人事課ページ

<http://lwl.office.ycan/h/so/jinji/jinjitouka/youryo/> に掲載されています。）

☐ 臨時の任用職員

記入日 令和 年 月 日

↓該当する項目にチェック

- ☐ 優れている
☐ 標準以上である
☐ 標準を下回っている

<具体的内容>

○評価の判断材料となる職務行動や発揮した能力（発揮できていない能力）等について

(一面から)

作成にあたって「実施要領を確認すること」などしか書かれておらず、具体的な作成方法や注意点は明記されていない。わずかA4判の通知一枚のみで事務長が「意見具申」できるとは到底思われない。

事務長はその職務を「校長の命を受け、当該小中学校等及び特別支援学校の事務を処理」することとされている(市立学校事務職員等に関する規則)。規則上、事務長が所属校の業務でもない他の学校で行われる人事考課にかかわことはできず、「意見具申」は公正な人事考課の運用をゆがめている。

また、事務長はその約8割が横浜市教職員組合(浜教組)の組合員で占められている。極めて異常な占有率であることは明らかであるにもかかわらず、こうした無秩序な状態で人事情報が特定組織に漏洩している(させている)可能性さえ危惧される。違法な事務長の「意見具申」を市教委は速やかに廃止すべきである。

岐路に立つ水泳授業 学校プールの在り方は??

組合員の所属校の話である。2025年度、その学校は水泳の授業を各学年1回しか行うことができなかった。理由としては、あまりの暑さにより熱中症の危険があることから水泳の授業を実施できなかった日が何度もあったこと、そして水泳実施期間の半ばでプールの排水バルブが破損してしまった事によるものである。これにより前述のように水泳の授業を各学年1回しか行えないという結果となった訳だ。2025年度、学校側が把握できる範囲でプールにかかった費用は水道代、薬品代、施設修繕料等あわせて200万円以上になる(市教委側で行う点検等の委託費用も考えたらさらに費用はかかっているはずだ)。200

万円以上の予算を使い、更に職員はプールの水道の締め忘れを起こさないよう神経をすり減らす、それで各学年1シーズン1回しか水泳の授業を実施できない…あまりにも費用対効果が悪いのではないのか。近年、学校の水泳の授業において民間の室内プールを利用する自治体が増えていると聞く。それであれば職員はプールの水道について神経をすり減らす必要は無く、気温にも左右されず、季節関係無く水泳の授業を実施することができる。(勿論、横浜市教委当局も検討はしていると思われるが)横浜市の場合、校数の多さや適した施設の確保等で即、全校実施は難しいであろう。それでも段階的に民間室内プールへの移行は進めていくべきである。少子化・人的リソースの減少が叫ばれている今の時代、学校がそれぞれプールを管理する必要性は無い。

ちなみに何故日本の学校にはプールがあるのか? 1955年年7月に発生した橋北中学校水難事件(中学校の女子生徒36名が海岸での水泳訓練中に犠牲となった事故)がきっかけとされるそう。これらの事件が社会に与えた影響は大きく、学校へのプールの設置に繋がったという。確かに学校における水泳学習は重要だが、70年以上経過した今、各校にプールを設置する必要はやはり無い。むしろ民間室内プールを使用したほうが子どもたちへの水泳学習の機会を増やすことができ、より子どもたちへの安全に繋がるだろう。

任 せると丸投げの違いは何だろうか。トレーナーを経て思うのは、責任の所在が違う。依頼した側が責任を負うのが任せるで、そうでないのが丸投げだ。「それは初任者担当の業務なので」と関わろうとしないなら、それはトレーナーの丸投げである。同様に「初任者育成はトレーナーにやらせておけばいい」という市教委(特に職員課)の姿勢も丸投げだ。

依頼した側が伴走しているかどうか、任せると丸投げで異なる点だ。依頼した業務が順調に進んでいるのか滞っているのかを確認しているかどうかは大違いだ。この点においても、市教委はトレーナーに丸投げだ。初任者が何をできるようになって、何はまだできないのかを知ろうともしない(アリバイ作りのための育成計画書提出に関してだけは口煩いが)。こんなコラムを書き続けているおかげか、トレーナーでなくなった今も色んな方面から初任者ネタが入ってくる。どうやら今年は、採用3年目のトレーナーや育短のトレーナーがいるようだ。ポストが空く複数配置校にしか初任者を配属させられないのだから、そういうことも起こりうるのだろう。だからこそ丸投げではなく任せる制度になるように市教委が考えるべきだ。(T)

コラム